

本資料に関するお問い合わせ

総務部経営企画課

TEL：011-241-2535

MAIL：k_kikaku@cgc-hokkaido.or.jp

令和7年度 年度経営計画

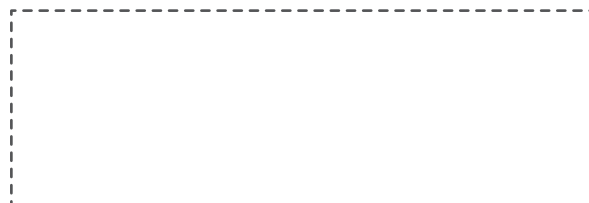
公表日：令和7年4月30日



企業とともに、地域のために

北海道信用保証協会

Credit Guarantee Corporation of Hokkaido



年度経営計画（令和7年度）

1. 業務環境

① 北海道の景気動向

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、人手不足・賃上げ・エネルギー、原材料価格高騰等の物価上昇の影響を受けつつも、インバウンド需要による押上げ効果等により飲食や宿泊を中心に回復しているほか、企業の設備投資においても生産能力増強・省力化投資、脱炭素・環境対応投資に踏切る動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調にある。

今後は、北海道・札幌市が「GX金融・資産運用特区」の対象地域に決定され、北海道全域が「国家戦略特区」に指定されたことで、特区制度を活用して日本の再生可能エネルギーの供給基地となり、GX関連の産業集積・雇用の創出が見込まれ、既に次世代半導体工場、大規模データセンターなどの大型プロジェクトが動き出している。

② 中小企業を取り巻く環境

道内中小企業・小規模事業者（以下、事業者）においては、深刻化する人手不足や物価高、利上げによる金利負担の増加に加えて、コロナ禍で導入された実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済が本格化する中、仕入価格の上昇を十分に価格転嫁できず、収益改善に課題を抱える事業者は少なくない。

さらには、DXの進展やGXへの対応など、複雑化かつ高度化した経営課題への対応の重要性が高まっており、事業者には克服すべき様々な課題が複雑に絡み合う形で山積している。

2. 業務運営方針

当協会は、こうした業務環境を踏まえ、「企業とともに、地域のために」を基本姿勢とし、事業者が各ライフステージにおいて抱える様々な経営課題の解決に向け、金融機関・関係機関と連携した経営支援・再生支援を推し進め、特に経営支援については独自の指標に基づく効果測定により評価・検証を継続して行う。加えて、経営者保証に依存しない融資慣行が確立するようスタートアップ創出促進保証をはじめ経営者保証の提供を選択できる保証制度を推進する。

また、当協会が将来に亘って公共的使命を果たすために、経営基盤の強化に取り組むとともに、IT利活用や組織の活性化を推し進めることで社会変容に応じた組織運営を目指す。

① 政策保証の推進と適切な信用保証の供与

国や地方自治体が展開する各種の政策保証や融資制度を通じて、引き続き資金繰り支援に万全を期す。既往債務の返済負担軽減に伴う借換需要や事業再構築に関する資金など、事業者のニーズに応じた資金需要に弾力的かつ迅速に対応する。経営者保証に依存しない融

資慣行が確立するよう、M & A・事業再生時においても関連保証制度の利用促進に努め、事業者の積極的な事業展開を支援する。

② 経営改善・生産性向上に向けた経営支援と事業再生の推進

事業者が直面する様々な経営課題の解決に向け、各支援機関や専門機関と連携したプッシュ型経営支援を展開することで、事業者の経営改善を支援する。

経営支援の取り組み内容やその定量的な効果検証の指標および目標値を定め、自己評価と検証を継続して行う。

また、事業再生局面の事業者に対しては、経営者保証ガイドラインの適切な運用に努め、経営者の再チャレンジを後押しする。

③ ライフステージに即応したきめ細かな支援と持続可能な社会実現への貢献

地域経済の活力維持や雇用の確保を図るため、創業者への開業支援はもとより、新たな事業を生み出すためのスタートアップ支援に積極的に取り組む。

また、事業承継支援や事業再生支援を通じて、地域を支える事業者の経営基盤を着実に繋いでいく取り組みをサポートし、地域経済の活性化に寄与することで、持続可能な社会の実現に貢献していく。

さらに、持続可能な社会実現のために、カーボンニュートラルや健康経営といったSDGs等の取り組みを支援する保証制度を推進するとともに、スタートアップ事業および次世代産業に取り組む事業者を支援していく。

④ 地域金融におけるプラットフォーム機能の発揮とプレゼンスの向上

「北海道中小企業支援ネットワーク」および「北海道イノベーションプラットフォーム」の事務局として、仲介機能を発揮するとともに、各地域の支援機関が一体となって事業者支援を展開できるよう取り組んでいく。

事業者の経営改善・生産性向上に取り組むためには、金融機関との対話を通じた適切なリスク分担が必要不可欠であり、多様なコミュニケーション方法を活用しながら、意見交換会や勉強会を通じた金融機関との対話を継続していく。

また、信用保証制度や当協会が展開する各種施策を、広く分かりやすく、多様な媒体で発信することで、地域における当協会のプレゼンス向上に取り組む。

⑤ 求償権先の状況に応じたきめ細かい回収業務の取り組み

信用補完制度の堅持や事業者のモラルハザード防止のため、効果的な手法によって求償権回収の促進を図るとともに、個々の求償権の実情を把握しながら、効率的な求償権管理に努める。

⑥ IT化推進による効率性と利便性の向上

IT化を促進していくとともに、デジタル技術を活用した業務の効率化に向けて、職員のITリテラシーの向上を図っていく。

また、デジタル化に伴う社会ニーズの変化に対応できるよう環境整備を進め、利便性向上に取り組む。

⑦ 業務改善の推進と組織力の強化

健全かつ適正な業務運営態勢の確保に努めることで経営の効率化を図るとともに、職員の人材育成、能力開発を通じた人的資本の充実に取り組む。

⑧ ガバナンスの強化

公的な保証機関としてガバナンスの強化を図るため、コンプライアンス態勢ならびにリスク管理態勢の充実・強化に努める。

また、自然災害等の危機に直面した際には、公的支援機関としてその責務を果たせるよう、組織機能を維持するための体制整備に努める。

3. 事業計画

令和7年度の主要計画数値は以下のとおり。

項 目	金 額
保証承諾	2,800 億円
保証債務残高	1 兆 696 億円
保証債務平均残高	1 兆 982 億円
代位弁済	220 億円
回 収	24 億円